

石巻市一般廃棄物処理基本計画

(案)

概要版

令和8年 月

石巻市

第1編 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」とこととされています。

石巻市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物処理事業としてごみ及びし尿の処理業務を行いながら、多様化するごみ処理行政のあり方に対して適宜施策を講じ、平成27年度に「石巻市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定、令和2年度に中間見直しを行い、ごみの減量化・資源化に取り組むとともに、生活排水の適正処理を推進してきたところです。

令和元年10月には、食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

こういった社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が令和7年度に計画期間満了を迎えることから、この度、石巻市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとします。

さらに、本計画では本市における食品ロス削減の取組を充実させるため、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」を位置付けます。

2. 計画期間

本計画は、令和8年度から10年間の計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。

なお、諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとします。また、各種年間値のデータは令和6年度分を最新版として整理します。

表1 本計画の計画期間

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
策 定 年 度	◆										
計 画 期 間		◆									◆
中 间 目 標						◆					
計 画 目 標											◆

第2編 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ量の推移

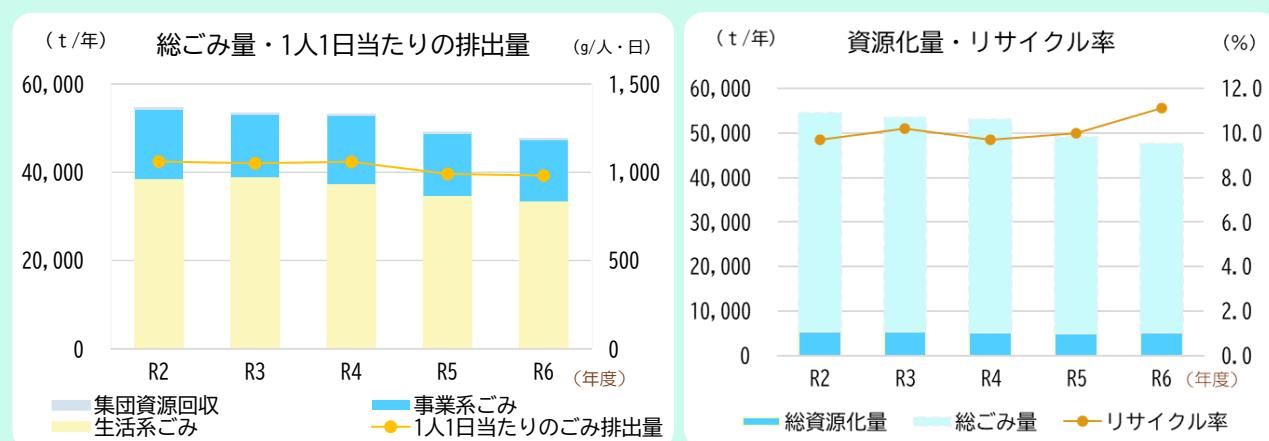
過去5年間のごみ量の推移を表2及び図1に示します。

令和6年度における総ごみ量は47,564tであり、推移としては令和2年度から令和6年度まで減少傾向にあります。

令和6年度のごみ量を排出形態別にみると、生活系ごみが最も多く33,360tで全体の70.1%、事業系ごみが14,035tで全体の29.5%、集団資源回収は169tで全体の0.4%となっています。

表2 ごみ量の推移

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人1日当たりのごみ排出量 g/人・日	1,060	1,051	1,059	991	981
総ごみ量 t/年	54,624	53,400	53,095	49,047	47,564
生活系ごみ t/年	38,448	38,880	37,328	34,622	33,360
事業系ごみ t/年	15,866	14,272	15,547	14,213	14,035
集団資源回収 t/年	310	248	220	212	169
リサイクル率 %	9.7	10.2	9.7	10.0	11.1
総資源化量 t/年	5,316	5,453	5,149	4,918	5,290
最終処分率 %	10.1	9.5	13.1	9.0	12.5
最終処分量 t/年	5,540	5,064	6,929	4,395	5,964



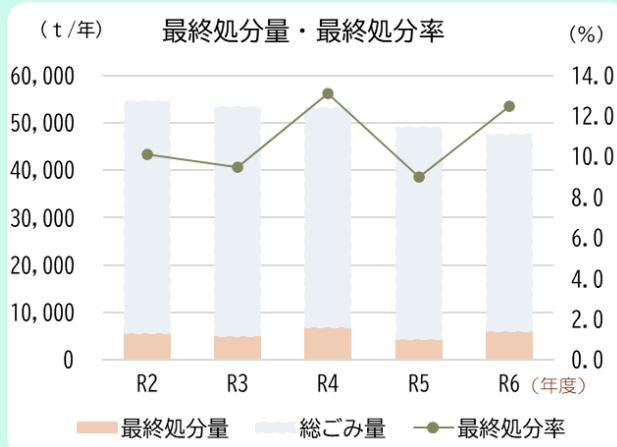


図1 過去5年間の排出形態別ごみ量の推移

(2) ごみ処理の課題

現況から抽出された本市のごみ処理の課題を表3に示します。

表3 抽出された課題

抽出課題一覧

処理システム指針からみた課題

- ・1人1日当たりのごみ排出量の削減
- ・資源回収率（リサイクル率）の向上
- ・プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別回収の実施

減量化・資源化の課題

- ・排出者の意識向上・啓発活動
- ・ごみ処理（ごみ袋）有料化の検討
- ・4R（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）に向けた取組

中間処理の課題

- ・広域的取組の推進
- ・中間処理施設のあり方の検討

最終処分の課題

- ・既存最終処分場の適正管理

その他の課題

- ・在宅医療廃棄物の処理
- ・ごみ集積所の適正な維持管理
- ・処理困難物の適正処理
- ・感染性廃棄物対策
- ・不法投棄対策
- ・災害廃棄物への対策
- ・適正な収集運搬体制の構築

2. 目標の設定

国・県の目標値を基に本市における減量化・資源化・最終処分に係る目標値を設定し、表4に示します。

目標1：1人1日当たりのごみ排出量を821g/人・日以下に削減する。

目標2：リサイクル率を13.4%以上に引き上げる。

目標3：最終処分率を10.8%以下に削減する。

表4 本計画における目標値

	現状	中間目標	計画目標
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
減量化	1人1日当たりのごみ排出量 977g/人・日	885g/人・日	821g/人・日
	総ごみ量 47,395t/年	39,488t/年	33,997t/年
資源化	リサイクル率 10.8%	13.3%	13.4%
	総資源化量 5,121t/年	5,242t/年	4,533t/年
最終処分	最終処分率 12.6%	10.7%	10.8%
	最終処分量 5,964t/年	4,215t/年	3,665t/年

※集団資源回収報奨金を令和7年度で終了することから、全ての指標は集団資源回収量を含まない数値としています。

3. 計画の推進と進行管理

(1) 基本方針

本計画を遂行するためには、市民、事業者並びに行政が一丸となって4Rを推進し、資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。

本計画では、前計画における基本方針を引き継ぎ以下のとおりとします。

みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき

将来的には、行政と事業者が連携して本市における「サーキュラーエコノミー（循環経済）」の仕組みづくりを構築し、市民が容易に取り組めるようにします。

(2) 減量化・資源化重点施策

本計画における減量化・資源化の重点施策及び目指すべき SDGs のゴールを図 2 に示します。



図2 減量化・資源化重点施策

第3編 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減の推進

SDGsにおいて平成12年度と比較して令和12年度までに世界の食料廃棄量を半減するという目標が掲げられ、国においても、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。

2. 食品ロス削減のための施策・数値目標

食品ロス削減のための主な施策を表5に示します。

また、石巻市総合計画において、「市民1人1日当たりの生ごみ排出量」の目標を表6のとおりに掲げています。

表5 食品ロス削減のための施策

一般家庭・事業所への普及	
施策	「使い切り」「食べきり」「水切り」の推進
	もったいない！30・10運動の推進
	フードドライブの活用

表6 石巻市総合計画における市民1人1日当たりの生ごみ排出量

	現状 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市民1人1日当たりの生ごみ排出量	149.80 g /人・日	133.60 g /人・日

第4編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理率は令和6年度時点で69.6%となっています。

集合処理施設としては、5つの処理区の公共下水道、7地区の農・漁業集落排水施設が整備され、生活排水の処理が行われています。個別処理では、し尿と生活排水の処理の両方を行う合併処理浄化槽が整備されており、その他にし尿処理のみの単独処理浄化槽が整備されています。

また、発生するし尿、浄化槽汚泥、農・漁業集落排水汚泥は、石巻地区広域行政事務組合の東部衛生センターにおいて処理を行っています。

2. 生活排水の処理計画

公共下水道や合併処理浄化槽の整備計画や県の目標値などを基に、本計画の目標年次である令和17年度には、生活排水処理率95.1%を達成することを目指します。

表7 生活排水の処理形態別人口の目標

(単位：人)

	現状 令和6年度	中間目標		計画目標
		令和12年度	令和17年度	令和17年度
1. 計画処理区域内人口	131,477	122,272	113,140	
（1）水洗化・生活雑排水処理人口	91,462	102,097	107,596	
1) 下水道人口	74,124	81,033	84,289	
2) 合併処理浄化槽人口	13,876	19,496	23,081	
3) 農・漁業集落排水人口	3,462	1,568	226	
（2）水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	11,332	5,710	1,569	
（3）非水洗化人口	28,683	14,465	3,975	
1) 汚取りし尿人口	28,683	14,465	3,975	
2. 計画処理区域外人口	0	0	0	

3. し尿・汚泥の処理計画

現在、し尿処理施設では専用の資源化設備を有していませんが、一部資源化している脱水汚泥については、今後も需要があれば石巻地区広域行政事務組合と継続・拡大について協議していきます。

4. 計画達成のための施策

処理施設整備に係る執行体制等

生活排水の処理計画を円滑に実施するために本計画を実施する上では、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関と十分な調整を図り、施策を進めていくこととします。

市民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていくための課題として、市民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させる必要があります。なお、広報・啓発活動については、事業主体の各部署が相互に連携し、推進していくものとします。